

- \* 遊興酒場（箇所）：'97) 17,241 → '03) 56,809
- 青少年サイバー犯罪（件）：'01) 2,193 → '04) 9,391
- 青少年有害媒体率（決定件）：'03) 3,537 → '04) 7,646
- 青少年飲酒率（%）：'99) 60.2 → '04) 74.4
- ・青少年有害環境総合対策を樹立('05.11)・推進中
  - 懸案問題解決のための推進課題を中心に総合対策を樹立
  - 青少年有害環境指数の開発等 6 大分野 37 節課題から構成

#### イ. 推進計画

##### □青少年有害環境総合対策の躊躇なき執行を通じて、青少年有害環境の遮断を強化

- ・青少年有害薬物の予防と治療・再活を強化するため教育機関、医療機関、青少年関連団体の統合的な協力網を構築
- ・青少年自身による見回り(YP, Youth Patrol)プログラムの活性化および普及拡大
  - \* 青少年が自分が活動している地域社会とサイバー世界に直接参与し、分別力を向上
- ・インターネット中毒青少年に対する専門化された治療・再活サービスの開発および提供
  - 青少年保護のためのサーバー倫理基準を設定
  - モデル治療機関を指定し、臨床治療モデルを開発

##### □青少年有害環境の浄化のための社会的ネットワークの構築

- ・16箇広域自治体を中心に教育庁、警察署、青少年団体、青少年有害環境監査団等を通じた民・官協力ネットワークを構築
- ・地域別監視活動成果の評価を通じ、地方自治団体にインセンティブを付与

#### 5 学校の健康管理機能の強化のための与件の造成

#### ア. 現況

- ・保健教師が配置されている学校が全学校の65%にすぎず、体系的な保健教育および健康相談・管理機能も脆弱な実情
- ・学校保健室機能が、保健室を訪ねて来る学生に対する基本的医療サービスの提供にとどまっている実情
- ・高度肥満（標準体重より50%以上の過体重）の学生が増加する趨勢
  - \* '01) 0.85% → '04) 1.15% → '06) 1.20% （資料：ソウル市教育庁、2006）
- ・中・高校生の喫煙率は減少趨勢だが、成長期の健康管理のために体系的な喫煙予防教育を持続的に推進する必要
- ・学校と地域保健所との連携不足のため、地域保健所が保有する人的・物的資源の効率的活用が不十分で、効果的な学生の健康管理が行われていない

#### イ. 推進計画

##### □学校の保健教育与件および環境の改善

- ・学校保健教育を強化するため、保健教師の配置を拡大し、教育課程を補完
- ・学校および学校周辺の衛生環境の改善・整備を持続的に推進

□学生を対象とした疾病予防プログラムの運営を充実化

- ・学生健康検診および健康実態調査を充実させ、学生の健康状態の評価および疾病管理を強化
- ・学生の肥満予防のための正確な実態調査および肥満予防プログラムを運営
- ・低カロリー食品の摂取と運動療法を並行する健康モデル学校の運営拡大等、学生の健康管理プログラムを開発・普及
- ・学校健康増進事業を活性化するため、健康増進学校ネットワークを構築
- ・一線学校が保健教育と学生健康管理資料をたやすく活用できるよう、保健資料・情報のDB化およびオン・オフライン基盤を構築

□喫煙等の健康有害行動を減少させる事業の持続的な推進

- ・喫煙・飲酒・薬物乱用の予防プログラムの開発と運営を拡大
- ・地域医療機関の禁煙・禁酒クリニックと連携した相談プログラムの開発および運営

□学校と保健所の連携を通じた学生の健康管理の強化

- ・保健所の「初回サービス」機能の一環として、学生に対する健康相談・診療サービスを提供
- ・口腔保健検診、禁煙・禁酒相談等の学校保健室が提供するのが難しいサービスを、保健所と学校が連携して学生に提供
- ・学生に対する保健相談サービス強化のため、保健教師の教育・研修を活性化し、保健所の人員、社会福祉士等の専門人材を学校保健事業に積極活用し、学生の健康管理を強化

## 台灣の人口政策白書（少子化関連部分）

# 人口政策白書（査定版） —少子化、高齢化及び移民—

＜翻訳目次（少子化関連部分のみを翻訳）＞

第壹篇 総論

第二章 人口変化の趨勢と問題分析

第一節 少子化

第三章 現行の相関的政策と施策の検討

第一節 少子化

第弐篇 人口変化の対策

第一章 少子化社会への対策

第參篇 期間と分担

第一章 少子化

## 第壹篇 総論

### 第二章 人口変化の傾向と問題分析

近年、我が国出生率が年々低下し、少子化と人口の高齢化現象または国際化する過程で生じる移民などの問題を引き起こしてきた。それらの変化の傾向と直面している問題を深く検討し、問題を理解し、不利な趨勢が続く、国家全体の社会発展に影響することを早急に避けるため、以下において、少子化、高齢化及び移民の変化の傾向、また、問題を引き起こしている要因を調べ、問題を点検し、また解析する。

#### 第一節 少子化

##### 壹 人口変遷の傾向

###### 一、出産水準の低下

###### (一) 合計特殊出生率

少子化社会の趨勢を最も客観的に示すことができる指標は、適齢女性の合計特殊出生率の変化である。女性の合計特殊出生率 (Total Fertility Rate TFR、1人の女性が一生涯に産む子供数) が 2.1 人であるならば、これは人口水準を維持する水準である。わが国では、合計特殊出生率が 1950 年以降ずっと下がりつつあった。1984 年から、合計特殊出生率が 2.1 人以下に下がったため、将来人口がさらに減少傾向を示すことを示唆した。1986 年～1997 年においては、合計特殊出生率は 1.75 人前後に維持されてきたが、1998 年から、更に明らかに下がり続け、2003 年に、ただの 1.23 人となった。わが国は世界中のいわゆる「超低出生率」の国の一つになった。2006 年に、合計出生率はさらに 1.12 人という低い水準にまで落ち込んだ。(図 1-1 参照)

図 1-1 わが国女性合計特殊出生率の低下傾向

資料出所：内政部「中華民国人口統計年鑑」

## (二) 粗出生率と嬰児出生数

次に、「粗出生率」(Crude Birth Rate, 千人当たり出生数)と嬰児出生数の統計を観察する。1950年、わが国の粗出生率は43.3%という高水準で、赤ん坊の出生数は32万3643人だった。その後、粗出生率が減少し始め、1970年の粗出生率は27.2%となり、1951年の約二分の一強となった。2003年、粗出生率は、ただの10.1%になり、2004年には、10%を割り、2006年には、粗出生率は9%にまで下がった。嬰児出生数も、下がる一方であった。1980年から減少し始め、2006年には我が国の出生嬰児数は僅か20万4459人にまで減少し、1960年の出生数の二分の一までも及ばない水準になった。(図1-2 参照)

図1-2 わが国人口出生数下げる傾向

資料：内政部「中華民国人口センサス年鑑」

## (三) 将来の結婚や出生に対する民衆の態度の変化

行政院衛生署国民健康局のこれまでの「台湾地区女性の出産に対する態度と行為の調査」によると、女性の平均希望出産数と活産数（おそらく生きる子供の数）が毎年通減していると分かった。例えば、1980年、22～39歳の既婚女性の平均希望出産数は2.8人に対して、2004年には、2.1人に下がった。1980年、同年齢の既婚女性の無事に出産した平均は2.8人に対して、2004年には、1.8人に下がった。22～39歳の既婚女性の実際あるいは希望出産数の平均値は、人口規模維持水準で横ばいになっているが、「0或は1」を希望する人の割合が著しく増加している。先と同じ年齢層を見ると、1998年には、7%であるが、2004年には13%に上昇。その内、「出産を希望しない」割合は5.7%である。このような結果によると、若い世代の出産に対する態度の変化を示し、将来の出生率は継続して低下すると考えられる。

また、2005年に行行政院衛生署国民健康局が実施した「電話による国民の結婚と出産に対する意思調査」とこれまでの「台湾地区家庭と出生力の調査系列」資料を分析すると、20～39歳の未婚者が結婚したくないということの主な要因としては、「経済状況が良くない」という理由が最も多く、「単身生活を楽しみたい」がその次である。20～39歳の世代が、結婚と出産に対する態度については、多くの人は、「子供は夫婦の間の架け橋である」、「子供のある家庭は眞の家庭である」と考えているが、大部分の人は、「子供がいると、自由な生活ができなくなる」とも考えている。その結果は、国民の出産育児に対する価値観が変わってきたことを示している。すなわち、過去の「子を養い、老後を守る」から、現在の「自由自在な個人生活を十分に楽しむことを重視する」に変化し、出産育児の機会費用についても、昔の「お箸を一つだけ増える」という考え方から、現在の「育児や教育費用が高すぎる」に変わってきた。このことは、おそらく結婚をしたくないまた少子化現象をもたらしている主要な原因である。(図1-3 参照)

図1-3 結婚と子育てに対して国民意向の調査

出所資料：1、行政院衛生署国民健康局「電話による国民の結婚と出産に対する意思

調査」2005年

2、行政院衛生署国民健康局「台湾地区家庭と出生力の調査系列」(第5, 7, 8, 9回)

## 二、出生児の性別比率の変化

出生率が年々減少している中で、生殖医療科学の進歩を加え、伝統にあるような男子が家を継ぎ女性を軽んじるという観念、さらに胎児の性別選択の動機をもたらした。従って、わが国の出生児の性別比率(100人の新生児の中女児に対して男児の数である)が年々変化している。出生児の性別統計によると、1988年に、男児の比率が52%を超え、女児が48%を下回った。出生児性別比率の統計は、1950年に、105.4であったが、少し加減しながら、上昇する傾向であったが、1991年に、110.4という最高水準になり、2006年には、109.6に下落した。出生児の順番から見ると、2001~2006年の間、毎年第三番目に出生された子供の性別比率が120以上に達している。第四番目の子供はさらに124~140の間に上昇している。この数は国際慣例維持の平均均衡状態の性別比率105或は106と比べて、わが国の出産順位数が高い出産児の場合、男児が女児より高いという現象は重視するに値する。(表1-1参照)

表1-1 出生赤子出生順番による性別比率推移 単位：人、%

資料出所：内政部「中華民国人口統計年鑑」

注：1、1987年以前は、出生順番別統計はない

### 三、結婚と出産の変化

わが国の出産規範あるいは国民観念は普遍的に嫡出子の正当性を認めるため、一般的に、結婚してから、子供を生むというケースが多く、結婚していないという状況の下で、女性が自ら出産することは非常に少ない。従って、結婚率及び有配偶者人口構造の変化が出生率に与える影響はすこぶる重要である。若年人口の有配偶者の割合の増加が、出産機会をもてる人の比率が将来高くなり、出産水準が高くなる可能性がある。このほか、出産の後伸ばすことは、出産水準に影響を与えるので、初婚の平均年齢と出産の平均年齢の変化に影響を与えることが可能であるならば、結婚と出産を速めることができれば、出産水準を高める可能性はある。

#### (一) 有配偶者人口比率の下降

表1-2 わが国女性主要年齢別有配偶者比率の変化

資料出所：「中華民国人口統計年鑑」

若者世代の晩婚のため、有配偶者女性の比率は年齢が高くなればなるほど百分比でのそのマイナス方向への変化が高くなる。台湾、日本、韓国などの晩婚化の状況は東アジア諸国とアメリカ、カナダ及び北欧等の出生率の現状が比較的高い国々と似ているが、その晩婚化と子育てが遅くなる現象はもっと厳しい。(表1-3)

表1-3 主要的な国女性未婚率と配偶者持ち率比較

資料：1、内政部人口統計資料

2、日本統計局国勢調査報告

3、韓国統計庁資料

4、UN、Demographic Yearbook、2004年

#### (二) 結婚出産年齢の後伸ばし

過去30年間、男女の初婚年齢は上昇傾向にある、男性の場合、1975~1982年の期間には、初婚の平均年齢が28歳に近づき、1983~1989年の期間には、29歳に近づいた、

1990 年には、29 歳を超える、1995 年には 30 歳を超える、2002 年と 2003 年には更に、31 歳を超えた。女性の初婚平均年齢の変化は、1975～1980 年の期間には、24 歳以下であり、1981～1985 年の期間には、25 歳に近づき、1986～1990 年の期間には、26 歳に近づいた、1998～2006 年の期間には、26 歳と 27 歳の間を変動していた。男女の性別初婚年齢の差については、1975 年に、4.2 歳であり、2006 年に、2.9 歳に縮小した。

女性第一子出産の平均年齢及び出産の平均年齢については、どちらも出産年齢を高くする趨勢を示している。女性の出産平均年齢は、1980 年に、25.4 歳で、1990 年には、27.0 歳で、2000 年には、28.2 歳で、2006 年になると、29.2 歳となり、出産年齢が高くなる現象が見られる。(表 1-4)

表 1-4 数年来の初婚平均年齢と出生平均年齢 単位：歳

資料出所：内政部「中華民国人口統計年鑑」

### (三) 離婚の逕増

結婚率が年々低下することに対して、離婚率が上昇する傾向にある。粗離婚率(Crude Divorce Rate, CDR)は一国或は一地域の一年内の離婚数とその年の総人口の比率である。)から見ると、1970 年には、0.4%で、1980 年には、0.8%で、1990 年には、1.4%で、2000 年には、大きく上昇し 2.4%になり、2006 年には、過去 10 年間で最も高い 2.8%に達した。一方、2005 年の離婚水準は世界工業先進国とあまり変わらない。したがって、わが国人口の結婚率から見ても、出産動向から見ても、現在の状況と将来の趨勢の全てが、出産水準の向上には有利でない。

## 四、人口動態資料による、隣の国と我が国の比較

図 1-4 と表 1-5 から見ると、2006 年の我が国の合計特殊出生率は 1.12 人で日本、韓国、シンガポールなど世界の最低水準に近く、2.1 人の自然人口維持水準より低いという状況になった。出産率が継続的に低下していくことは、単に人口変化の問題だけでなく、人々の現在と将来の生産また消費の形態と内容にも影響を与える。出生率が持続的に低下していくだけで、高齢者の割合が相対的に増加し、「少子高齢化」という状況はもっと厳しくなる。もしこの状況に対して、もし早急に何にも対策を出さなければ、我が国の永続的発展に危機をもたらし、先進国との競争力格差を拡大させる(表 1-5)。

図 1-4 我が国と隣の国の総出産率の比較

資料出所：1、内政部「中華民国人口統計年鑑」

2、日本厚生労働省統計

3、韓国統計庁資料

4、シンガポール統計局資料

表 1-5 主要的な国の人口変動の資料

資料出所：1、寧西部人口統計及び行政院衛生署衛生統計資料。

2、日本厚生労働省統計情報部人口動態統計資料。

3、韓国統計庁資料。

4、シンガポール統計局資料。

5、米国 NCHS, National Vital Statistics Reports, 2005 年。

6、フランス国立統計経済研究所、2006 年。

7、ドイツ、イタリア、スイス、英国、UN, Demographic Yearbook・2004年。

### 式、少子化変遷の趨勢の問題と分析

低出生率の影響を受け、世界の多くの国々はどのような長期に安定した出生水準に直面しているのか、人口減少の労働力運用への影響をどのように調整するか、国家資源の運用をどのように調整するか、どのように社会と経済の発展を永続的に維持し、人口の高齢化の財政負担と過程での養老と社会養老を結合する問題を重視し、将来「少子化」の趨勢をどのように把握し、良質の生活環境を創造し、どのように欧米先進国が子供を産むことを奨励している対応施策を参考にし、以上を、我が国の現在と将来の社会経済発展の重要な課題とする。

少子化は国家と社会の基礎人口を維持するだけでなく、経済と社会保障問題に関係している。行政院経済建設委員会の人口推計の中位推計によると、2018年の新生児の出生数が17.5万人前後にまで減少する可能性を予測し、死亡数と接近した後、人口減少時代に入る。もし少子化現象が継続して減少すると、人口がマイナス成長となる年が早まり、我が国の将来人口構造にますます厳しい影響を与える。また、高齢化社会も早目に到来し、未来の労働市場、経済発展、社会福祉事業制度と公共基礎施設設置への影響は巨大で、人口の変動がおそらく引き起こす将来の我が国の人口問題に直面することは、力を入れて思慮するに値する。

図1-5 我が国未来人口転換の趨勢

資料出所：1、寧西部「中華民国人口統計年鑑」。

2、行政院経済建設委員会「中華民国台湾95年至140年人口推計」、  
2006年6月。

### 一、労働力不足と労働力高齢化の国家競争力への影響

出生数が減少すると、就業市場の労働力が徐々に縮小し、労働力構造の高齢化と労働力の供給が均衡を失う状況になり、経済的規模を予期する労働力構造と労働力の需要数量に対応することができない。もしできるだけ早く適切な計画をしなければ、高齢化による衝撃に対応できないだけでなく、労働力全体の不足をもたらし、経済成長率が低下することになる。それゆえ、人口減少は消費市場の規模に影響を与える可能性があり、企業の投資意欲を下げ、政府税収を減らし、国家競争力の上昇に影響を与える。

### 二、人口構造のバランスを失うことが老人や子供の看護・介護の負担を重くする影響

我が国の出生の変化にしたがって、将来の青少年人口は縮小し、高齢人口はしだいに増加し、従って扶養負担が過重になる。家庭の構成員の数は徐々に減少し、家庭が老人を養う能力は弱まる。国家は、より高費用を負担し、老人福祉、安定的扶養施策、医療福祉等を行う必要があり、政府に完全な社会保障体系を建設して維持を依頼することになる。当面、最も解決しなければいけないことは、全体的な人口政策と社会福祉制度の問題であり、さらに人口構造の両端としての高齢者と幼児の介護・看護の問題である。

### 三、総人口の継続的減少の財政収入に対する影響

出生率の減少は児童数を減少させ、将来の青年・壮年人口を同様に減少させ、労働力を減少させ、全体としての所得税収を減少させる。同時に、消費人口は減少し、産業は縮

小し、営業額は低下し、将来営利事業所得税収が減少し、政府の税基盤に影響する。それ以外に、人口構造のバランスがとれないと総人口は日に日に減少すること以外に、次世代の扶養負担を重くし、将来経済負担増大の問題を引き起こす。もし国家資金全部を徐々に増加する退職予算に用いれば、それで投資や政府のその他の建設を増やすことができなく、人口高齢化の趨勢に対応できないだけでなく、全面的に労働力不足と経済成長率が低下する状況を引き起こすことになる。

#### 四、総人口が日々減少することの教育発展に対する影響

出生率の低下は幼年人口を減少させ、学生の供給源も年々少くなり、将来就学人口数と国民教育体制に対して衝撃を与えることになる。将来小学校教員の供給と需要の間で必ず大幅な落差が存在するようになり、もし教員の供給量が需要量を上回るならば、将来教員の需給バランスを失わし、教師の失業や空き教室等の問題を引き起こす。しかし我が国の教師と学生比例には下った状況ではあるが、国外と比べて、実は非常に高いということではなく、もし仮に教師と学生比例をさらに調整し低下させる機会があれば、いくらでも教育の品質を高めることができるのが、同様に教育費用を上昇させることになり、財政負担を増大させることになる。

#### 五、人口変化の生態環境と持続可能な発展に対する影響

グローバル化、新技術、新しい生産・消費モデルの出現に伴い、人口、生態環境、持続可能な発展の間の関係は、各国政府、国際社会、全体としての国民にとって高度に関係のある課題である。人口成長、人口構造、そして人口分布は、疑いなく環境圧力をもたらす重要な要因である。私たちの生態システムと持続可能な発展に直接・間接に影響を与える可能性がある。ただし、環境生態の破壊は、単に人口成長のみにその責任を負わせることは出来ない。より重大な要因は以下のことを含める：土地利用の方式、エネルギー資源の開発、生産・交通・科学技術の排気物の排出、生活・消費形態等。人口は環境に影響する重要な要素の一つであるが、もし私たちはただ人口数の変化からのみ環境に対する負荷問題を観察するならば、人口増加の、水汚染、大気汚染、水資源の質・量、廃棄物処理、騒音、交通、都市環境、ひいては森林環境の維持等に対し、環境を退化させた影響が疑いなくある。但し、いくつかの問題は人口成長を止めさせ、必ずしも解決可能だと限らず、これに矛盾するが、国際上に適応するためや意図的でなく人口動態を変遷させるやり方の傾向はあるが、ただし、我が国の人口全体の変化する趨勢を考えるならば、少子化の大勢の激化を避けるため、かならず人口、生態環境、そして持続可能な発展の間のある均衡点を搜し出し、将来の人口予測を国家の全体としての環境計画中に入れる、必ず我が国の持続可能な発展を追求する過程中、新段階に踏み入ることになる。

### 第三章 現行の相関的政策と施策の対策

#### 第一節 少子化

人口成長緩和のために、我が国は、1968年の「台湾地区家庭計画実施法案」及び1969年の「中華民国人口政策綱領」等の人口政策によって、出産抑制運動の年代に入った。1983年に、当時の目標が人口成長率を抑制することであり、更に「人口政策推進強化方案」が発表された。1984年に、わが国の人口純増加率が人口規模を維持できない水準以下になり、人口学者の呼びかけで、1988年に、人口出産政策に対する見直しが全般的に展開し

た。1992 年に改訂された人口政策綱領によって、人口合理成長の維持を目標とすることになった。1990 年代に、人口の高齢化が進み、少子化の趨勢も益々厳しくなった。有配偶者出産水準が下がり続け、有配偶率も徐々に減少し、出産を奨励し出生率を高める政策の呼びかけも多くなってきた。子供の養育費用と教育費用の上昇の影響で、女性の家庭と仕事のバランスをどのように調整するかも注目された。以下は、政府の現行政策について分析であり、革新契機の論拠として使おうとしている。

## 壹 女性の仕事と家庭での仕事間の衝突の軽減

### 一、産休

現在は、男女仕事平等法の第 15 条により、女性の出産前後、休ませなければならず、産休を 8 週間とし、妊娠 3 ヶ月以上で流産した者に対しては、産休 4 週間を与え、妊娠 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満で流産した者に対しては、産休 1 週間を与え、妊娠 2 ヶ月未満で流産した者に対しては、産休 5 日を与え、同時に、雇用者の配偶者が出産時、雇用者に 3 日の有給休暇を与えるなければならない。

### 二、育児休暇

男女仕事平等法の第 16 条により、従業員 30 人以上の雇用主の雇用者は、就職一年以上、三歳未満の子供がいる場合、育児無給休職が申請でき、その期間は三歳までの子供がいる場合、2 年以内の育児無給休暇を取得できる。同時に、2 人以上の子供を育てている者は、育児無給休職期間は合併計算になり、最幼少の子供の養育のための育児無給休職は最長 2 年である。

### 三、その他

男女仕事平等法の第 19 条により、従業員 30 人以上の雇用主の雇用者は、三歳未満の子供を育てている者は、仕事時間を毎日一時間短縮し、短縮した仕事時間に対して、報酬及び仕事時間の調整を請求することができない。第 20 条により、従業員 30 人以上の雇用主の雇用者は、家族が予防接種、重症或いは重大事故に遭った場合、家事休暇を申請でき、その申請休暇日数は私用休暇に計算され、年間 7 日を限度とする。

## 弐、子供のいる家庭には教育補助を提供

### 一、保育サービス

現行の育児サービスシステムは、保育所（主に 2~6 歳）と幼稚園（4~6 歳に対する）の二種類がある。私立を主とし、保育所の公私比率は 1 : 9 であり、収容人数比率は 3:7 であり、幼稚園は 4 : 6 であり、収容人数比率は 3 : 7 である。他にも、育児のために保母さんを利用する家庭も少なからずある。1998 年から、保母技術技能士検定という資格検定ができ、2007 年末まで 4 万 7 千人がその資格を取得した。また、保母さんの支援システム確立し保母訓練、資格の受験、保育転職仲介、訪問モニタリング指導及び在職研修メカニズムを推進し、社区家庭保育水準を向上させ、現在 24 県市の政府が 46 の保母システムを確立した。

### 二、保育補助

2000 年から満五歳の子供が私立保育所（又は幼稚園）に入所している場合、幼児教育バウチャーを提供し、一人当たり年間新台湾元 1 万元の補助がある。また、2004 年から、中低所得家庭の子供が実際に公私立幼稚園、保育所（農村部保育所を含む）に入る場合、一人当たり年間最高補助新台湾元 1 万 2000 元が支給される。2005 年から、原住民の

育児補助が始まり、原住民族教育法の規定により、全国満五歳の子供が実際に保育所、幼稚園に入る場合、公立なら、一人当たり年間新台湾元 5000 元であり、私立なら、一人当たり年間新台湾元 2 万元の補助が支給される。一部県市政府の場合、低所得者家庭の子供が保育所（或いは幼稚園）に入る者に対しては、一人当たり年間保育補助新台湾元 1 万 8000 元である。その他の県市も育児の経済補助を提供しているが、県市町村の補助基準がそれぞれ異なり、ただし、共通点としては、必ず資産調査が行われる。というのは、サービス対象は中低所得者のみで、例えば、台北市における育児補助と児童手当補助、高雄市における児童保育手当補助等は、全て低所得家庭向けとなる。

### 三、小学校就学前の教育補助

2007 年 8 月 1 日から「五歳の虚弱児童と早期教育に支える補助計画」が始まった。補助対象は、全国の公私立幼稚園あるいは保育園に入所している経済的に困難な満五歳以上児童、中低所得家庭及び一世帯の年所得は新台湾元 3 0 万元以下の満五歳以上の児童が小学校に入る前に無料で公立幼稚園に入園でき、私立幼稚園に入園する場合は年間最高は公立幼稚園と同じ補助金額をもらえる制度がある。年間新台湾元 3 0 万元から 6 0 万元以下の世帯は満五歳以上で小学校に入る前の児童に、公立幼稚園に入園する場合は無料であり、私立幼稚園に入園する者に対して、最高年間新台湾元 2 万元の補助金がある。

## 参、経済支援の提供の家庭の子供養育負担支援としての機能

### 一、生活補助

若い父母及び困難な家庭が養っている子供を助けるため、数年来県市政府は低収入世帯の子供に一人当たり毎月新台湾元 1 8 0 0 ~ 7 1 0 0 元の生活補助費を与える以外に、中低収入の世帯（遺児、親の一方は死亡、重病、失踪、心身障害あるいは法律違反による服役で家族を養えない場合）の児童少年に一人当たり毎月新台湾元 1 4 0 0 ~ 1 8 0 0 元の生活補助費を与える。これ以外に、事故があった時は機能が不全な困難な世帯に対する経済的圧力を緩和し、子供の生活の安定を維持し、家庭の児童及び少年を養う機能を向上させ、虐待されることを避けるため、2006 年から困難な家庭の児童少年に緊急生活補助施策を始めた。一人当たり毎月新台湾元 3 0 0 0 元、補助期間は六ヶ月を原則として、必要な場合、調査訪問を経て延長を認めることが必要であるが、補助期間は最長一年であり、一回限定ということである。

### 二、産休賃金と出産給付

我が国の労働法制度において、女性労働者の妊娠出産の生産期間の経済生活保護に対する法令、主に「労働者保険条例」第 3 2 条による一ヶ月の出産給付規定及び労働基準法第 5 0 条による 8 週間の有給出産給付を規定している。5 0 条法律規定によって、雇い主は、女性の労働生産時に 8 週間の産休を与える以外に産休期間の賃金を与えねばならない。実務上雇い主が産休賃金の支払いを拒否したり、出産する女性を解雇したりする争議が発生し、女性の労働就業権益に影響を与える。したがって、母性保護を考慮し、被保険人の出産後の適切な生活保障を向上し、労働委員会は「労働保険条例」第 3 2 条規定の修正を計画し、出産給付を 3 ヶ月に引き上げ、また、雇い主は法令による産休期間の賃金を与え、二ヶ月の出産賃金補助費の給与控除ができる。この方案が立法院を通過すると出産給付は 3 ヶ月に引き上げられ、労働保険に参加している女性産業労働者、労働基準法が適用されない雇用労働者、職業労働者等被保健人の出産時に、等しくこの恩恵が受けられる。

労働者が育児のため仕事を中断する状況に鑑み、行政院は、2 0 0 7 年 4 月 4 日に「就業保険法」の修正を通過させ、育児休暇補助金を保険給付項目に加え、被保険者の育児休

暇中の所得喪失の補助を提供し、育児労働職場回帰を促し、安定した就業機能を発揮させる。そのほか、労働者の職場回帰を促すため、育児休暇補助を二段階に分けて給付し、育児無給休暇補助の金額は、被保険者の年間加入保険額の月平均で、50%となり、最長6ヶ月給付で、この方案は、立法院において修正審議され通過・公布後、取り扱われる。

### 三、低所得世帯への育児補助

地方政府が低所得者の出産補助として実施し、県市によって異なるが、2007年を例として見ると、台北市では、低所得世帯への出産補助が1万6500元であり、また低所得世帯の妊娠補助として、月3000元、補助の上限は新台湾元1万5000元である。台北県、低所得世帯の出産ごとの補助金は2万400元であり、何人出産しても給付制限はない。台中県では、低所得世帯に対する婦女出産補助は、出産が一人出会っても複数出産であっても胎児一人当たり、1万元である。基隆市、嘉義県、高雄県、屏東県では、一人一回当たり1万200元であり、澎湖県では低所得世帯に対して、一回あたり1万元与えられる。

### 四、出産補助

厳密に言うと、現行の出産補助制度は、各地方政府が財政状況を考慮し、地方制度法に依る地方自治を実施する事項であることによって、補助金額や制限条件は同じでなく、2007年の例を見ると、新竹市は「新竹市婦人出産補助給付作業要領」を定め、給付金額は全国でトップであり、出産第一子に対する補助は新台湾元1万5000元で、第二子の場合、2万元で、第三子以上の場合、2万5000元で、双子の場合、5万元で、三つ子以上の場合、10万元を給付する。その他県地政府においては、その財政状況によって提供する出産補助金額は異なっている。しかし、専門家によると、出生率にはあまり効果的ではなかった。一部専門家は、育児補助を推進することを認め、児童の発展及び父母の養育圧力軽減を助けることによって、現行の養育費の高騰の時代において、子供を産もうと希望している助成に対して、子供を生む女性の世帯が公共利益をもたらすことに対する一種の公共支援だと考えてよい。

### 四、少子化対策検討の問題分析

我が国は、少子化現象に対して、対策を取ったが、まだ検討すべきところがあるので、以下にまとめている：

#### 一、産休提供に関する部分

女性労働者の出産に対して労働法はある程度保障しているが、実務上、雇い主が産休賃金の支払いを拒否したり、出産する女性を解雇したりし、女性労働者の権益がまだ十分に保障されていない。

#### 二、育児無給休暇に関する部分。

現在では、育児無給休暇方式で処理され、政府は、育児無給休暇の補助について検討しているが、就業女性の育児無給休暇の経済的支援がまだまだ不十分である。

### 四、就学前保育サービスに関する部分

三歳以下の児童に対して、価格の低い公立保育所の数と比率が少し足りない状況であり、児童をもつ家庭にサービス提供を保障するには不十分である。0～2歳の児童に対する家庭内保育システムは、保母さんの技術資格条件について、ちゃんとした法律の制約がないため、家庭内保育に関する監督効果を果たしていない。

##### 五、出産補助に関する部分。

全国一律ではなく、各地方政府が低所得家庭に補助する。出産補助については、各地方政府の財政力によって、一次性補助を与え、政府の財源は同じでなく、補助条件と基準も異なる。

我が国が現在低税率を実施しているため、将来的に育児、養育、保育の政策の実施するにあたって、費用対効果、財務負担の評価を厳しく審査し、最も効果的な出産推進政策を選択し、国民の育児と仕事の両立を支援し、現行の生活と育児水準を高め、そして、国民の出産意欲を高める。

## 第三篇 人口変化への対策

### 第一章 少子化社会への対策

先進工業国が当面直面した少子化現象に対して、多くの学者たちは女性の自主的地位と意識の台頭がその原因であると指摘している。現代化の発展に伴って、女性の地位が高まっている。これは主に女性の教育レベルの上昇、労働市場への参加割合の上昇、婚姻と家庭の関係中での自由決定の権利と権力の強化、身体に対する自主権意識の台頭および政治参加の増加等の面に反映されている。女性の地位の向上は社会の進歩を象徴しているが、一方伝統的な家庭関係に対しては一定の衝撃を与えている。問題の肝要は、近代の女性はすでに伝統的な家庭関係から解放されて、仕事の中で自己価値の発見と経済上の安定を求めていることにある。しかし、社会の主な家庭制度と労働市場制度は依然として男性世帯主を中心としており、家事労働の費用は女性に集中している。未来の生活について事業心を持っている女性たちにとって、一番理想的な選択は晩婚、未婚または同居である。そのため、結婚を出産の前提としている東アジア諸国では、出生率低下の原因の一つは結婚率の低下である。

少子化対策制定の基本的な思考は、労働への女性の参加率を高め、家庭と仕事のバランスが取れる方法を提出することである。この目標は国全体の経済成長に対して、あるいは女性が自主権利の強化を求める面においても有益である。事実上、女性が労働市場に参加することによって、他のコストが発生するが、ここで本対策と関係するのは家事労働を配慮する費用である。本政策は、働く女性がその費用を負担すべきではなく、社会全体が分担すべきであり、そうすることこそ公平正義原則に合うと主張している。上述の理論に基づいて提出的した少子化対策は、決して国が出生率を高めるために介入するのではなく、比較的整った家庭政策の構築を望んでおり、それによって国民が家事と仕事の間のバランスを取り、家庭の子育て各種負担を下げることが目標である。ここで、出生率の上昇は、家庭機能が整った結果である。ところが、先進国の前例では、まだある単一の措置によって家庭環境が改善され、出生率の低迷が回復されたことはない。そこで、計画的な短、中、長期目標に基づいた政策措置を取って、家庭の機能を整え、家庭の育児圧力を下げ、毎年の出産嬰児数の回復を促進する。

いずれにしても、人口政策の基本目標は決して量的成長を求めるだけではなく、人口の質を向上させることもある。人口政策の最終的な期待は、家庭と仕事の関係の平衡を取って、女性だけが単独で家事を引き受けさせるのではなく、女性が労働市場への参加とその意欲を向上させることを支援することである。この政策を具体的に実現するには、女性たちの積極的な参与と、国家と市民社会全体の協力が必要であり、人口の少子化の緩和について戦略的な共通認識を作らなければならない。

少子化社会への対策は政策目標を以下の七つに分けている。それらは、健全な家庭の児童支援制度、育児家庭に対する経済的支援の提供、優しい家庭的職場環境を作ること、出産休暇と育児政策を改善する、出産休暇及び育児無給休職措置の改善、健全な出生保健制度、健全な児童保護制度、そして結婚の機会を改善し児童の公共財価値観を提唱するなどでの七項目である。各政策の計画目標は次の図2-1の通りである：

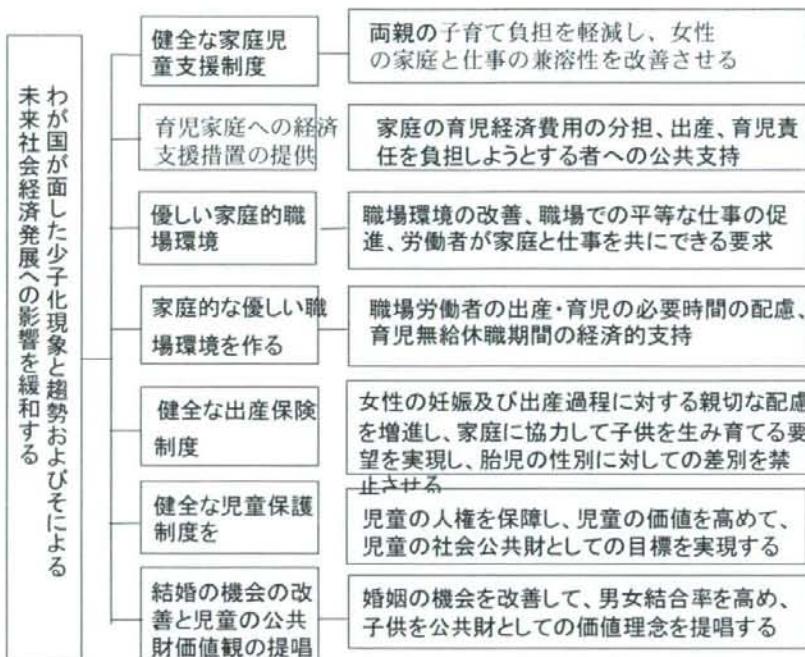


図2-1 少子化社会対策総目標

## 第一節 健全な家庭児童支援制度

### 一、政策目標

両親の子育て負担を軽減させ、共働き夫婦の仕事と家庭間の包容性を改善させる。

### 二、基本理念

一、少子化による人口構造の変化の現時点に当たって、政府の位置付けは、少子化の社会的衝撃の緩和のために積極に対応するだけでなく、家庭の教育・保健費用を分担するほかに、；早急に、積極に介入して、政策、法規、財源、宣伝などを通し、漸進的に

教育保障制度の普及の目標を達成する。そして、相関性のある供給と需要の指標の確立、定期的かつ継続的な資料収集と国際的に接合する部分では、政府の主導の役割と行政力をもっと強化しなければならない。

二、児童の心身の発展に必要なものに対応し、サービスを提供する政策が、最優先目標である。幼児統合の精神を実行することによって、赤ん坊、幼児に異なるサービス種類を提供する。同時に積極的に家長を維持、支援して、出産、子育ての過程中で、十分な意欲、資源と能力を持たせながら、同時に労働へ参加も維持させる。国家と家庭の責任は、平等なパートナー関係である。

三、教育保育制度の構築により保育サービスを必ず保障し、将来性があり、直接に専門のイメージを持つ就業職場を作らなければならない。専門従業員が優れた重要な教育保育サービス品質を提供し、同時に、積極的に女性の労働条件及び遅れた男女別のやり方が主流化とならない政策を改善する。

#### 参、重点措置

##### 一、2008～2009年

###### (一) 「児童教育及び支援法」の立法の完成

早急に「児童教育及び支援法」の草案の立法を推進し、教育部、内政部及び関連の部会と協力して、保育・教育政策の行政、経費、そして管理責任の分担を明確にする。

###### (二) 「社区保母システム」のサービスの能力と獲得性を持続的に強化し、在宅保育管理及び保育費用一部負担制度を確立する。

保母制度と保母認証制度の宣伝を強化し、もっと多くの社会大衆と幼児を育てている両親が保母認証及びその管理制度の存在、役割、加入制度に加入していない保母の違いなどを了解し、よって保母サービス制度の社会大衆に親しみ易さ、知名度を強化し、需給の仲介率を高める。同時に保育費用補助措置を通して、家長の負担を軽減し、保母人員を社区保母制度へ加入して管理を受けるように導く。これによって、育児家庭の保育サービスの規範化及び専業の品質を向上させる。

###### (三) その地に適した方法を取って、非営利形態の多元的な教育保育モデルを推進する。

優しい教育保育実験計画と歩調をあわせ、地方と協力して需要と資源の評価を行い、既存の公共体系（例えば：小学校）を組合する方法で取扱い、都市化が高い非営利機関と社区の能力のある者については、公民が共に運営する社区の自治を推進する。五歳の困難な幼児と早期教育計画に歩調をあわせ、資源不

足地区に対して、具体的また全面的に遅れた現存の各種補助措置を実行し、すべての危険性が高く経済的に不利な僻地の幼児が優先に無料で入園できるようとする。

(四) 専門労働者の労働条件の保障とその労働権益の確保

労働基準法が適用される労働者の賃金、労働時間、休暇、定年などの労働条件を、法定の最低条件より低くないよう、労働者の労働権益を確保する。

(五) 多元的な非営利形態の小学生下校後の配慮施設を推進する。

非営利教育保育サービス拠点を増やし、小学生の下校後の世話の方法の多元性と社区の資源の統合を強化し、各県市の政府管轄区域内の小学校の教室を運用することを推進し取り扱う。

## 二、2010－2015年

(一) 就学前の教育指標を制定して、就学前のデータベースを構築し、ひいては国際データベースと統合する

関連する学術機関あるいは行政機関の一箇所を主な責任の部門と指定し、学界、実務界と行政部門へ諮詢を行い、長期に渡り本国の「就学前教育のデータベース」の構築と実行を推進する。そしてデータベースは需要と供給二つの軸に分けて、年々定期的な調査を行って、各年度の出生幼児数、各需要指數（家族収入、健康状況、家庭形態、両親の就業状態）、及びサービス供給の評価指數（保母あるいは公立・私立の保育所の料金標準、教師準則、設置標準、政府の補助方案の必要経費等）を明確にし、年々全体のデータベースに組み入れる。同時に異なる言語のホームページバージョンを作成、開放して、政府の各層の相互訪問または学術機関のシンポジウムをして、国際の各種就学前教育のデータベースと学術機関、国際機関（UN、OECD、EU 等）と資料交流を行い、国際社会が本国の就学前教育の現況をより理解し易くするように役立てる。

(二) 保母サービスの質の向上

保母専攻の育成において、実習時間の割合を増やして、保母の保育品質を強化する。非正式な保母支持団体を積極的に奨励し、支援し、組織する。そして、保母間の経験交流に役立てる。同時に、多元的保母管理方式（例えば認証制、登録制）を発展させ、もっと多くの実際に保母の仕事に従事して多年にわたる経験を持っている者を、保母管理システムの中へ入るようにする。

### (三) 教育保育専門労働者サービスの質の向上

各主管部門の権限・責任を明らかにし、法律によって、不合格の幼稚園の教師及び保育園の教育保育人員が雇用される場合、確実に法律より取締り処罰し、専門人材の職場の権益を確保し、同時に、第一線の専門人員の在職訓練することを重視し、そのサービスの質の安定性を維持する。

### (四) 従業者の専門的地位の向上

現場の第1線の専門人員による労働組合の組織化を協力し、労働権益を入職前の研修教育の主要課程の1つとして導入し、在職訓練にも関連権益と新しく改定された法令の紹介を取り入れる。同時に保育サービス者に就業意欲を持つ者に受験し資格を取るよう積極的に補導する。一定の専業地位を確立して、合法的な権益を維持・保障する。

## 第二節 育児家庭の経済支持措置の提供

### 壹、政策目標

家庭の育児にかかる経済と機会費用を分担し、出産、育児責任を負担しようとする者については公共的な支持を与える。

### 弐、基本理念

一、家庭の育児コストを下げるため、さらに相関的に施策に助成することを推進することを考量する。

二、児童を一種の公共財として正視し、さらに育児家庭に経済的に支援を与えることを考慮し、全面・普遍的な児童及び家庭の支援する補助政策を確立する。

三、児童手当を出すに当たっては、下記の変数を考慮するべきである。  
：(1) 我が国の財政の負担を考慮して、育児手当の金額が過大でなければ実行可能である；(2) 先進国の事例から見ると、有効な児童手当は家庭の収入と支出を考慮するべきで、同時に、児童がその家族の何人目目の子供であるかに応じて異なる額の金額を支給して、出産を適度に激励する効果を得るべきある。(3) 历年の行政院計画処の「家庭収支調査」に基づいて、各家庭の保母費用、教育費用の支出及び人口の概況の支出状況を参考に、家庭に対して平均児童数が少なくとも2人になるように補助をすると、受給者はその効果を感じることができる。

### 参、重点措置

一、2008-2009年

### (一) 児童手当実施可能性の検討

先進国の政策を参考すると、家庭に児童手当を提供することは家庭の育児経済負担を減らす有効な方法の一つである。それは、たくさんの家庭は経済条件がその出産を妨げる原因と考量し、我が国は今なお国が家庭の育児支出の分担の割合は、工業先進国例え日本に比べて依然として非常に低く、更に出産、育児責任を負担しようとする家庭への政策の公共的支援は、実は児童は公共財であるとのシンボルであり、未来の社会がその出産決定が持つ公共利益に恵まれるからである。税収或は保険の方法を提起し考慮し、年齢別に分けて検討し、児童手当を推進するために段階的に計画を推進する。

### (二) 3名以上の子供を育てる家庭の住宅ローンの利息について補助金を実施の可能性の検討

家庭の育児コストを減少するため、さらに出産家庭に経済的支援を提供する。未來の努力の方向は、次の内容を含める。3人以上の子供を持つ世帯に対して、住宅ローンの利息について直接に補助金を支給し、積極的に育児の経済的負担を減らすことに協力する。

## 二、2010-2015年

### (一) 「児童手当を出す実施条例」を作り、さらに育児手当実施を推進する

多くの先進国は児童手当の供与の対象については、0歳の子供から18歳の大人までである。我が国は出生率を高めるため、評価後児童手当を出すことが出来る。供与対象の年齢層や家庭で何人目の子供であるか、金額及び家庭の収支状況などの資格要件については、同時に考慮、審議検討しなければならない。また、将来手当を給与し一定期間後、効果の評価と政策の検討を行ない、さらに現在児童手当を供与できない児童の年齢層を延長することを考慮する。

### (二) 3名以上の子供を育てる家庭の住宅ローンの利息に対する補助金を実施の推進

積極的に育児の経済的な負担を減少させるよう協力し、児童手当を供与する以外に、3人以上の子供を育てる世帯に対して、育児責任の負担軽減のための補助金以外に、住宅ローンの利息を支給する方法によって、育児責任を分担する。

## 第三節 家庭的な優しい職場環境を作る

### 一、政策目標

職場環境を改善して、職場での仕事が平等になるように促進し、労働者が家庭と仕事

両方を配慮できるようにする。

#### 式、基本理念

- 一、男女の平等な働く権利を保障し、憲法を貫徹して、男女差別をなくし、男女の地位が実際的に平等な職場環境を促進する。
- 二、弾力的労働時間制度を定め、男女共に育児ができるように便利にし、「優しい家庭」のような企業イメージを樹立し、労働者の福祉を増進する。
- 三、政府と関連した単位の協調メカニズムにより、企業が提供する育児施策或は施設の比率を向上させ、「便利な雇用者」の育児メカニズムを打ち立てる。

#### 参、重点措置

##### 一、2008-2009年

###### (一) 持続的に企業の保育施設の設置を推進し、関連部門の資源を統合し、完全な保育制度の構築

国家機関が強制的に企業に保育施設を設置する責任を負わせることは容易でないために、持続的に企業に育児業務を促進することを奨励することを強化する以外に、同時に積極的に各部門の現在の育児教育資源を統合し、雇用者に対してよい育児制度を構築することを期待する。

###### (二) 直轄市、県市政府は事業単位が育児施設資源統合し交流機構を創立する

各直轄市、県市政府は「資源統合および交流機構」を創立し、労働委員会、内政部、教育部及び直轄市、県市政府の三方の資源、情報を統合して、事業単位が保育施設設置補助のための申請と関連事項に関する交流機構の諮問し、一方、この機構に基づいて事業単位の保育施設設置需要を社会局あるいは教育局に反映または仲介し、企業が保育を必要とする雇用者を支援することに協力して、近くの幼稚園や保育園を捜し出し、雇用者が子供の保育と仕事の両面の問題を解決し、安定な気持ちで働く。

###### (三) 積極的に事業単位に協力して保育施設設置に協力する合理的な方案

政策の制定と推進を通じ、事業単位または雇い主を連結して、従業員に保育施設設置を提供し、職場の従業員の安定性を増進し、生産力を向上させる。

##### 二、2010-2015年

###### (一) 弾力的労働時間制度の推進と企業の保育施設設置の組み合わせを普及させる